



1-2. 福祉資金 緊急小口資金

対象となる世帯

●低所得世帯

緊急小口資金は連帯保証人・連帯借受人は不要です。

借入ケース例

- ①医療費または、介護費など、臨時の生活費が必要。
- ②火災等の被災によって生活費が必要なとき。
- ③年金、保険、公的給付等の支給開始までの生活費が必要なとき。
- ④会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき。
- ⑤公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき。
- ⑥その他これらと同等にやむを得ない事由で、緊急性・必要性が高いとき。



緊急小口資金のご利用にあたって

必要に応じて「生活困窮者自立支援制度」の自立相談支援機関の支援を受けていただきます。

貸付限度額：10万円以内 据置期間：貸付の日から2カ月以内 償還期間：12カ月以内 貸付利子：無利子（償還例）…元金100,000円 12月（12回）の場合 月額8,330円×11回 最終月額8,370円 計12回

必要な書類

内 容	書 類	対象者
緊急かつ一時的に生計の維持が困難になったことがわかる書類	請求書（医療機関の請求書、公共料金の請求書等）、盗難届、年金や公的給付等の支給開始時期がわかる書類、官公庁が発行する被災証明書 等	借入申込者
世帯の状況が明らかになる書類	世帯全員が記載されている住民票（本籍地記載）及び申込者の本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード【表面のみ】等の写し）	
世帯全員（成人）の所得がわかる書類	源泉徴収票、所得証明書（課税証明書）等 ※現在の収入が上記の書類と異なる場合は、直近の給与明細等 ※年金等の場合は、通知書の写しなど、年金額がわかる書類	
その他	・「振込口座通帳」の写し ・所定の「借用書」	
	・所定の「世帯支出内訳書」 ・家賃が分かる書類	

※上記以外に必要なに応じて書類を求める場合があります。

Q1. 生計中心者でないと借入れの申込みはできないのでしょうか。

A1. 世帯単位での貸付となりますので、原則生計中心者が借受人となります。

（教育支援資金等は資金を活用する方が借受人となり、親御さん等、世帯の生計中心者が連帯借受人）

Q2. 据置期間とは何ですか？

A2. 猶予期間のことを指します。この間は無利子となります。資金によって、据置期間が異なります。

Q3. 償還期間とは何ですか？

A3. 償還とは、借入金の返済のことを指します。償還期間とは、借入金を返済する期間のことです。

資金によっては指定できる償還期間が異なります。償還期間内に償還（返済）完了できない場合、延滞利息（遅延損害金）が発生します。

Q4. 申込から貸付金が交付されるまで、どのくらいの期間要しますか？

A4. 貸付審査を行うため、おおそ3週間～1カ月程度を要します。生業費は半年以上期間を要する場合があります。（資金の種類によります）

Q5. 民生委員の関わりがないと利用することができませんか？

A5. 資金の借入にあたってはお住まいの地区の民生委員の調査書が必要となる場合があります。

民生委員の支援を拒否した場合は利用することができません。地区の民生委員についてはお住いの市町村社会福祉協議会に確認してください。

Q6. ひとり親世帯ですが、利用することはできますか？

A6. 母子・父子・寡婦世帯の方は、母子父子寡婦福祉資金の対象となりますので、先に、お住いの市町村役場にご相談ください。